

事 務 連 絡
令 和 8 年 3 月 2 日

各都道府県国際担当部
各指定都市国際担当局
(多文化共生施策担当課扱い)

御中

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
総務省自治行政局国際室

特定技能所属機関から市区町村に提出される協力確認書等の都道府県への提供について

平素より出入国在留管理業務及び地域における多文化共生の取組の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、昨年2月28日付出入国在留管理庁政策課長及び総務省自治行政局国際室長通知(以下「昨年2月通知」という。)でお示しした、特定技能所属機関からの「協力確認書」の受領等にも御対応いただき、重ねて御礼申し上げます。

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和7年12月23日閣議決定)に基づき、下記のとおり、協力確認書又は協力確認書に記載された情報(電磁的記録を含む。以下「協力確認書等」という。)を市区町村が都道府県に提供する場合における個人情報の取扱いを整理するために参考となる考え方等をお示ししますので、各地方公共団体におかれては、引き続き、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)や個人情報に係る取扱いを定めた条例等に沿って、適切に運用いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県の指定都市を除く市区町村に対しても、本事務連絡の内容について周知いただくようお願いいたします。

記

1 協力確認書に記載された情報の利用目的

特定技能所属機関から提供された協力確認書には個人情報が含まれ得るため、協力確認書等を市区町村から当該市区町村が属する都道府県へ提供する際には、個人情報保護法その他関係法令に沿った適切な運用が必要となります。

個人情報保護法第69条第1項では、行政機関の長等は、法令に基づ

く場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないとされているところ、協力確認書により地方公共団体に提供される情報は、特定技能外国人に関して都道府県又は市区町村が行う共生社会の実現のための施策の実施に活用されることを利用目的として想定しております。

このため、必要に応じ、上記利用目的の範囲内で協力確認書等を当該市区町村が属する都道府県へ提供しても差し支えないと考えられます。

2 協力確認書の様式

昨年2月通知の別添5として協力確認書の様式を示しているところ、1に記載の利用目的の範囲内であれば、本人の同意は不要のまま市区町村から都道府県への情報提供は可能であると考えられますが、市区町村が属する都道府県が行う共生社会の実現のための施策の実施のため、協力確認書等が市区町村から都道府県に提供され得ることを明らかにすることにより、協力確認書に係る事務の円滑化に資すると考えられることから、別添のとおり改定しますのでお知らせします。

なお、別添の協力確認書の様式は出入国在留管理庁のホームページに掲載されるところ、当該様式とは異なる様式で作成された協力確認書であっても、市区町村において受領していただいて構いませんので申し添えます。

添付物

協力確認書（様式）

_____ 市・区・町・村長 殿

協 力 確 認 書

特定技能外国人の受入れに当たり、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をいたします。

また、貴市区町村が属する都道府県が行う共生社会の実現のための施策の実施のために、本協力確認書に記載した内容が同都道府県に提供されることに同意します。

年 月 日

- ①特定技能所属機関名 _____
- ②事業所の所在地 _____
- ③担当者連絡先（部署・担当者名） _____
- ④電 話 番 号 _____
- ⑤メー ル ア ド レ ス _____
- ⑥派 遣 先 機 関 名 _____
- ⑦派 遣 先 事 業 所 の 所 在 地 _____

※ 直接雇用の場合：①～⑤を記載してください。

②は特定技能外国人が活動している事業所所在地を記載してください。

※ 派遣形態の場合：①～⑦を記載してください。

②は協力要請の連絡先となる、特定技能所属機関の事業所所在地を記載してください。